

## 平成24年度 第6回長野県地方税制研究会

日 時：平成24年12月17日（月）

10時15分～12時

場 所：長野県庁議会棟第二特別会議室

### 1 開 会

（茅野税務課企画幹兼課長補佐）

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第6回長野県地方税制研究会を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。会議に入りますまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課の茅野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の研究会は、これまでどおり公開とさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきますよう、よろしく願いいたします。会議結果は、議事録の要旨を公表させていただきますので、重ねてお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、長野県総務部長 岩崎弘からあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

（岩崎総務部長）

おはようございます。暮れの大変お忙しい中を、時間をお割きいただきまして、お集まりをいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

この委員会、5カ月ぶりの開催、夏に、7月に開催して以来、5カ月ぶりということになります。この間、専門部会の先生方にいろいろなご検討をいただいているわけでございます。

3点ほど申し上げます。1点目は、森林税についてでございます。森林税については、大変短い期間、お忙しい中にご議論いただきまして、お取りまとめをいただいたわけでございますけれども、9月の定例会、議会に条例案を提案いたしまして、可決成立を見ました。来年度から実施できるという体制を、今、つくっているところでございます。大変ありがとうございました。

それから2点目でございます。これは、現在、検討をお願いしております創業等応援減税、政策税制についてでございますけれども、前回、方向性についてご意見をいただいたわけでございますが、その後、専門部会でご検討いただけてまいりました。その議論を踏まえて意見書（案）を、今日、提出をさせていただいておりますけれども、これにつきましてご検討いただき、来年度の実施に向けて意見書（案）の取りまとめをお願いしたいというのが2点目でございます。

それから3点目でございます。山岳・高原の利用に係る利用者負担のあり方についてということでございます。これにつきましては、課題として上げてきたわけでございますけれども、その本格的なご検討をお願いしてまいりたいということで、関係資料の提出をさ

せていただきました。これについても、幅広い見地からご意見をいただければというふう  
に考えております。

以上、3点、本日、私のほうから申し上げましたけれども、引き続き、税制について  
のご意見を賜りますようお願いいたしまして、冒頭のごあいさつといたします。どうぞよ  
ろしくお願いいたします。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。次に、お配りしてあります資料の確認をお願いしたいと思  
います。本日の会議資料は、配付資料一覧のとおりでございます。過不足等ございませ  
んか確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、早速、これより会議に入らせていただきますが、会議の進行は座長が務め  
ることになっておりますので、青木座長さん、よろしくお願いいたします。

### 3 会 議

#### (1) 創業等応援減税（創業、雇用、環境関連の税制）について

(青木座長)

青木でございます。委員の皆様、本当にお忙しいところをありがとうございます。それ  
と同時に、前回も、ばたばたという感じで森林税、先ほど総務部長のほうからお話があ  
りましたけれども、森林税について、皆様方、十分ご意見をいただけたかどうか、不安な  
まま預らせていただき、最終的に知事に対して答申申し上げたという形になりました。議  
会を通ったということで、大変喜ばしいと思います。ただ、やはり委員の先生方からご  
意見を十分ちょうだいできなかったことは大いに反省をしているところでございます。

それと同時に、本日も急な話で、実はこの創業等、もう少しきちんとした議論ができ  
ればよかったんですが、なかなかやはり、中身をごらんいただいてもおわかりのとおり、委  
員の先生方もおそらくどうしたものかなというふうにお悩みなのだと思います。なか  
なか担当部局のほうからも、どうこうできる、あるいはどうこうしたいというのが、な  
かなか伝わってこないところもありまして、ただ、1年間延長、単純に延長させていただ  
いて、さらに1年ということはあり得ないという話になりますので、多少、専門部会  
のほうでかなり決めたところは多々あると思いますけれども、本日、それをもとに  
して、どうしたものかなということを先生方にご意見をちょうだいしたというふう  
に思っております。

それともう一つ、本日は2番目の議題ということで、長野県に在住の委員の先生方は  
もうかなりニュース等でごらんいただいていると思いますが、いわゆる入山税と言わ  
れている、報道されているものについて、知事から諮問がございましたので、第2  
点目としてそれをご意見いただきたいというふうに思います。

まず1点目ですけれども、資料1ということで意見書の原案の原案をつくっております。  
年度末なので、できるだけ迅速にご審議をいただいてというふうに思っております  
けれども。私のほうでまた後で要約するかもしれませんが、まずは課長のほうから  
案のご説明をいただいた上でご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく  
お願いします。

(小林税務課長)

税務課長の小林でございます。いろいろお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今、座長からありました意見書(案)について、私のほうから、概要を説明させていただきます。恐れ入ります、座って説明させていただきますが、よろしく願います。

資料1でございます。「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に対する意見書(案)ということでございます。資料、めくっていただきますと、1ページの左側に目次ということで、1ページは「はじめに」という書き出しの文になっております。この中では、先ほど座長のほうからもありましたが、昨年、研究会のほうで議論を始めていただきまして、1年間、単純に延長させていただいております。これは、議論をもう少し深めていただきたい、中身をもう少し精査したいということで延長させていただいたところでございます。

その後、年が明けまして24年度に入ったんですが、先ほどありました森林税等にかなり時間を割かれたということもありまして、あまり深い議論を研究会の中でいただきませんでしたが、専門部会のほうで何回かご議論をいただく中で、それから、前回、委員の皆さんからも昨年に続いてご意見等をいただいております。そこら辺を踏まえまして、意見書(案)ということで取りまとめをさせていただいたものでございます。

組み立てですけれども、2ページに移っていただきますと、現行の創業等応援条例の概要ということで条例の概要、あるいは今まで18年度以降、新たなものになってきているんですが、その前の県税条例というところから含めて、3ページのところに経緯を記載してございます。

それからもう1枚めくっていただきまして、4ページに移っていただきますと、ここにはこれまでの実績ということで、前段、載せてあります。先ほど申し上げましたように、平成18年度以降、創業等の応援条例というものが県で始まっておりまして、これら実績を見ていただいた中で、委員の皆さんからは、現行の仕組みでは政策税制の効果が高いとはとても言えないというような包括的な意見をいただいております。この表の下段にありますように、減税の仕組みを大幅に拡充するということが必要であることから、政策の効果の向上を図るべきという意見が強く出されていたところでございます。

こういう実績、あるいはそれに対するご意見をいただく中で、次、中段以降の税制研究会の意見ということで取りまとめをさせていただいております。これにつきましては、税制研究会で、ここに掲げてありますように、検討を加えた専門部会の意見につきましては、8ページのほうに参考資料として意見等を載せていただいております。これにつきましては、また後ほどご覧いただければと思います。また4ページに戻っていただきます。

税制研究会の意見ということで、1つ目として条例規定の方法についてという部分でございます。現行条例は、先ほど申し上げました創業等云々という長い条例名になっておりますけれども、この中身は創業等ということで、創業だけではなく、中身的には雇用関係、これは障害者あるいは母子家庭の母を対象とした雇用関係の政策。それからもう一つは環境を目的とした政策が含まれておりまして、表題からすると、県民にとっては大変意味のわかりにくい条例になっているというのが実情であります。こういうことがありますので、

それぞれの政策ごとに条例を分けることが必要ではないかというご意見を強くいただいているところでございます。その辺をここに記載させていただいております。

それから2以降は、それぞれの政策ごとの内容についてでございます。2の中小法人の創業等支援税制についてでございます。これは、現行の制度では課税免除の対象範囲が限定的、限定的と申しますのは一定の要件を、限度を設けています。括弧書きにあります400万円以下の所得部分のみを対象にしているということでありまして、これは、中小法人にとって非常にインセンティブの高い税制とは言えないのではないかというご意見をいただいております。

それから5ページのほうに移りますけれども、この政策税制をより効果のある税制として検討していくことが必要ではないかと。課税の公平性という部分を阻害してはならないということもありますけれども、政策税制を行う以上、政策効果を十分に確保できる仕組みを構築していかなければならないのであるというようなご意見をここで掲げてございます。その具体策として、現在の軽減内容を少し見直しをして拡充をしていきたいという一つの例として、ここに減税のイメージということで挙げさせていただいております。

創業後、5年間、税を軽減する措置を講じてくる手法については、5年という期間は同じであります。今までは、先ほど申し上げました一定の範囲の中での400万円という所得以下の部分だけを対象にしていたんですが、これをさらに拡大する、あるいは拡充するというイメージを挙げていく中で、1年から3年間は全額免除していったらどうか。その後、先ほどお話がありましたように、税の公平性という部分を踏まえると、4年、5年と2年間かけて、ある程度、税のほうに貢献をしていただくとというようなことで、公平性も加味したこういうイメージを持ったらどうかということで挙げさせていただいております。

それから3番目のNPO法人の設立支援税制についてですが、これも、ただいま申し上げました中小法人の創業等と中身的にはほぼ同じ内容になっております。対象がNPO法人ということで、特にNPO法人の場合には、設立間もないときには財政基盤が磐石とは言えない。本来、減税要望の強い法人であるということも踏まえまして、要件的には、先ほどの中小法人と中身的には同じ。それから免除の手法についても同じようにやっていったらどうかということで掲げてございます。

それから4つ目の雇用を促進する税制についてということで、中身的には障害者を対象にしたもの、それから母子家庭の母を対象にしたものというふうに分けてございますが。1つ目の障害雇用につきましては、障害者雇用につきましては、国のほうの政策でもさまざまなものが盛られておるわけですが、そこに県として独自のものを上乘せしながら、雇用対策をしていきたいということで従来行ってきております。ただ、現行の制度では、減税額があまりにも少額であるということで、効果には乏しいというご意見をいただいておりますし、また、これが実績としても、なかなか大きく、見ただけで効果をあらわしているという部分がないというご指摘もいただいているところでございます。

そんなことを踏まえまして、一つは、減税の対象とする幅を広げるという部分を一つ盛り込んでおります。これは減税の大幅に拡充という書き方をしておりますが、3倍増として、さらに、今まで中小法人を対象に考えてきていたわけですが、これをあくまでも起業を支援する対策ということではなくて、障害者の方をいかに多く雇用していただくかとい

うところが視点になっておりますので、そういうことからすると、中小企業、あるいは資本金1,000万円という中小企業を対象にしていたわけですが、そこにとられる必要はないのではないかと、さらにそういう枠を取っ払うことによりまして、障害者の雇用が実質的に拡充していくという方向に持っていけるのではないかと、このことを踏まえまして、その辺の対象企業の要件を外してございます。

ここに減税のイメージということで囲ってありますのが、ただいま申し上げました減税額を3倍にする。あるいは資本金という基準を設けていたものを外すということで、そういう意味で拡充、拡大を図っていったらどうかという案になっております。

それから次の6ページでございしますが、2つ目の雇用関係で母子家庭の母の雇用というものがあります。この母子家庭の母については、明確な法的制度というものに保護されているような雇用対策というものが、あまり明確なものがございません。県独自で、税制面からそういう支援をしていけないかということで始めているのが発端でございます。

もう一つ、母子家庭の母の平均年間の収入というものがここに、下から3段目にありますが、291万円ということで、非常に収入規模が乏しい家庭が多くなっております。また、雇用形態も、非正規職員あるいはパート的なものと言っているかと思いますが、そういう雇用が多くて、安定的なその雇用に恵まれてないという部分がありまして、県としても、この部分は、就業支援員という制度もつくる中で、雇用の対策に取り組んできております。ただ、税制面の支援ということで言いますと、先ほどの障害者の方と同じでありまして、非常に使い勝手が悪いというご意見もいただいておりますし、また実質的な効果も薄いのではないかと、このことを踏まえまして、今回、拡大、拡充を図っていったらどうかということでまとめさせていただいております。中身的には障害者の雇用の方と同じようなシステムになっております。

それからもう1点、最後に環境に配慮した取り組みを支援する税制ということでございます。これも、今までISOなりのそういう認定を受けた企業に対して、一定の支援をしていくということで、環境対策という側面から税制面で補てんをしてきている部分であります。ただ、この部分につきましては、現在、長野県の地球温暖化対策として長野県環境エネルギー戦略というものが今年度中に策定予定ということもありますし、また、今後、地球温暖化対策という観点で、さまざまな、現課のほうでは支援施策というものを検討していく方向に出しております。

また、環境エネルギー戦略の施策の進捗状況を見ながら、こういうさまざまな措置を総合的に組み合わせた温暖化対策税制を構築していくということが、方向としてはよろしいのではないかと、このことを踏まえまして、この部分についての新たな環境対策の中で、税制というものもまた新たな組みかえをすることが必要であれば、その中で取り込んでいただくというようなことを踏まえて、一旦ここでリセットをさせていただきたいというようなことで案としてはまとめさせていただいております。方向性等、今、雑駁でございしますが申し上げたとおりでございます。

7ページ、8ページは参考資料ということで、専門部会で検討いただくときの導入の視点というのは、参考1のところ掲げられているような視点を踏まえて検討いただいていると。参考2のほうは、先ほどちょっと触れましたけれども、専門部会での主な意見ということで掲げてございます。

それから9ページ、「おわりに」ということで、最後の文になるわけですが、ここでは、結論的な部分を触れさせていただいております。特に政策税制を構築する際には、公平性と政策効果とのバランスを十分に考慮することが大事だという部分、それから中段、ただし書き以下が結論めいている内容になるのですけれども。この意見書のとおり大幅に拡充が、税制上の制度が果たされたとしても、それだけで事態が改善されると考えることができないと、減税の拡大と並行して、県の本来の施策に基づく政策手段というものが、この税制と組み合わせられることによって総合的な政策が遂行されるということが必要であるという部分、それから、現在、後段、最後のほうの段落になりますけれども、長野県では、新たな総合5カ年計画というものを策定が進められております。こういう中で、やはり歳出面の措置というものも適正に構想されていくことに期待すると同時に、減税とあわせて、両者が政策の両輪として機能することが必要であるというようなまとめ方をさせていただいているところでございます。

以上、今回の条例に対する意見書(案)ということで、意見書としてまとめさせていただいた内容でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。冒頭申し上げましたように、なかなか、税ありきの話では当然ありませんので、担当部局のほうと本来はすり合わせて、担当部局のほうから要望を上げていただくというような形がよろしいのですが、なかなか、森林税は別な意味で抱え込みがありましたのでなかなか資料が出てこなかったんですが、この点についても、ご意向がこうわからない中で、どうしようかというところが、正直、迷いました。専門部会で審議をするに当たって、前提条件としてどうしようか。もちろん効果が薄いのでやめてしまうという手はあるわけですが、

今回、対象としているところをお考えいただければよろしいと思いますけれども、やはり長野県も、地域経済、かなり疲弊をしております。てこ入れが必要だと。あるいは障害者、母子家庭の母、これについて、では雇用促進を打ち切ってしまうのかという判断になりますと、これはもちろん、我々がすべきことではなくて、理事者、政治家がやることなのですが、我々、政策としてはやはりやめるわけにはいかないだろうという判断で、やめるわけにはいかないであろうということであれば、今、現状のままでは効果が薄いわけですから、大幅に拡充をしましょうということになります。おそらく、担当部局もこれで反対の声はないかとは思いますが、あるとすれば財政課のほうで何か減収を気にされることだろうと思いますが、これも最終的には我々が申し上げるのではなくて、政策の効果と減収の規模のバランスをとって、行政内といいますか、最終的には理事者をご判断をされることだろうというふうに思っております。

我々としては、ですから、今、ざっとご説明いただきましたように、3ページを見ていただければちょうど一番わかりやすいかと思いますが。上の2つは、企業あるいはNPOに対する支援になりますので、ここは少し、7ページにつけましたように、効果と公平性、特に公平性ですね。創業から5年の企業だけは減税をしてほかの企業はしないのかと、うちだって苦しいぞというふうに言われるわけですから、そこの公平性を配慮して、段階的に減税を縮小するという手法をとりました。その分、最初の3年間は、今まで以上に減税

を拡大しようという形になっております。これが企業間、あるいは業種間の公平性を配慮した上での減税の拡充のやり方かなということでご提案をさせていただいております。

真ん中の2つ、分けるとすれば、雇用関係の2つですね、障害者、母子家庭の母。これはもう思い切って3倍増という形にした上で、さらに、単に中小だけではなくて、もうとにかくその企業、あるいは雇っていただく方をだれかということ判断するよりも、少しでもやはり母子家庭の母の人数、雇用される人数が増えていただくことが最優先だろうという判断で、対象企業の制限を撤廃したというのが正直なところであります。

最後の1個だけは、来年度以降、抜本的に出されるということですので、引きずるよりも、とりあえずここで打ち切って切りかえられたほうがよろしいのではないのでしょうかということで、ここはご相談をさせていただいた上での結論です。

以上、簡単ですけれどもまとめさせていただいた上で、委員の先生方からご意見をちょうだいできればと思います。どこからでも結構ですのでお願いをいたします。はい、お願いをいたします。

(堀越委員)

堀越でございます。まず、何点かあるのですけれども、最初、1点だけ申し上げたいと思うんですが、中小法人の創業等支援税制、2番の件です。今回、この問題が提出されて、改めて税を取り扱う立場としていろいろ考えてみたんですけれども。まず1点目といたしまして、なぜこの減税が法人だけが対象なのかという疑問が私の中に出ました。というのは、この適用対象となる法人は、事業を営んでいない個人が創業した場合に適用されるというのが大前提条件なのです。通常、何か商売を始める、事業を始めるといった場合に、個人事業としてやるのか、法人事業としてやるのかというのは、そのときのいろいろな事情で選択はあるかと思うのですけれども。法人成りをする場合というのは、大抵、個人の商売を始めて、うまくいった時点で法人成りするケースが多いのです。ところがそういったケースの場合には、これ、認められないと。新たにその法人が設立、創業した場合にはこの制度が適用になるというのであるならば、個人事業で始めた場合にも、これ、適用させてもいいのではないかなというふうに私は思いました。それが1点目です。

2点目といたしまして、この制度のことですけれども、非常に、この減税、この制度があるということの、取りこぼしが多いのではないかなというふうに思います。その取りこぼしはどういったことなのかと言いますと、この適用をする場合には、あらかじめ、この制度の該当する法人ですよという届け出をすることが必要なのです。その届け出をしていないと適用にならなくなってしまうということから、その届け出期限の見直しということもすることによって、さらにこう適用されるケースがあるのではないかなというふうに思いました。その2点、ちょっと、この制度については感じたことがありますので。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。今の点で、特に2番目は、担当部局にお聞きしたほうがよろしいかなと思います。1番目、どうでしょう。これ、できたときの経緯ですけれども。我々はもう、我々が見たときには法人対象ということになっていたんですが。この議論の出発点としてどういうご議論がされていて、個人がなぜ入っていないのか、何か理由があ

れば教えていただければと思います。

(小林税務課長)

個人がどうして入っていないかという部分につきましては、明確なちょっと回答できなくて申しわけありません。ちょっと調べさせていただきますけれども。そもそも、この制度そのものは、長野県に新たに企業が入ってきていただきたいという大きな前提があったかと思います。その一つ、大きく分けて一つの考え方としては、新たに長野県で企業を創業して、つくっていただきたいと、いただく方については税制上の支援も考えていますと。もう一つは、新たにつくるという意味ではちょっと似ているんですが、設立という観点というのがありまして、例えば県外で事業を営んでいた方が、長野県で、例えば県外に本店なり主要な事業所を持っている方が、長野県に新たに企業を設置すると。企業を設置するという意味は、要するに長野県に移転してきて、本店の位置づけを長野県に持ってくるという考え方。それからもう一つは、県外で事業をやっている個人の方が、長野県で法人を設立していただくという考え。それからもう一つは、県外で事業をやっていたのが、新たに長野県に会社を起こすという考え。いずれにしても、その創業と設立という、設置という2つの考え方が制度の中にはあるんですけれども。いずれにしても長野県にそういう企業を増やしていきたいと。増やしていくにはどうすればいいかという、その税制上の支援の仕方ということから、この制度そのものは発生しているものでありまして。あくまでもその企業という一つの法人組織を想定して考えていたものであります。

どうしてその個人が事業を起こしたというところは、申しわけありません、多分、その当時、個人事業というものの、県への経済的、あるいは雇用面の雇用の促進という面では、個人事業というものを多分想定しなかったというのではないかと、これ、ちょっと私の個人的な感覚なので申しわけありません。

(青木座長)

今日は担当部局の方、いらっしゃいますか。ちょっとお伺いしたいのは、なぜ法人を想定したのかわからないんですが。個人の場合、創業しても欠損が多いのかなという想像はできるんですが。そのあたりの実態も含めて、何か個人にやってはいけない、あるいは個人事業向けにつくっても意味がないのであればあれですけれども。実態がどうなのかなと思ひまして。個人で創業されて、結構、最初から事業税の対象になるような方っていないのか、それともやはりいるのか。いるのであればつくってもおかしくないし、堀越委員のおっしゃるとおりなので、法人に限る理由がわからないですよね。そもそも経済活性化ということであれば、そんな法人だけではなくて、個人も含めて当然ですから。むしろこれ逆に不公平になってしまいますよね。

(小林税務課長)

今の座長のご指摘にありましたように、個人で例えば事業を起こして、事業税をすぐ払う方がいるか、いないかということになりますと、これはちょっとそこまで踏まえた統計というのはとってないんで、お答えにはならないと思うんですけれども。確かに、今、委員さんのご指摘のとおり、法人、個人という、分ける理由というのが明確でない限りは、



一つの考え方として支援もあり得るのかなというふうに、今、思いつく限りでは思うんですけれども。その辺ちょっとまた考えさせていただきたいと思えますけれども。

(青木座長)

多分、年度末なので取りまとめをしなければいけない方向とすると、これ、我々の意見書ですから、あくまでも。ほかの委員の先生方、ぜひご意見いただきたいんですが。この点、どうでしょうかね。我々研究会としては、法人に限らず個人も入れるべきだという意見にしたほうがよろしいかどうかという点ですが、水本委員、いかがでしょう。

(水本委員)

そうですね、活性化という意味合いからいけば、やはり個人も入れたほうが良いと思えますけれども。

(青木座長)

はい、沼尾委員、お願いいたします。

(沼尾委員)

すみません、今の点にもかかわるんですけど、ちょっとそれも含めてもう少し大きい話をさせていただきたいんですけれども。これ、一応この案の趣旨は、今、事務局と、あと座長の説明で何となくわかったところもあるんですけど。ただ、こうした減税の幅を拡充するという場合には、後ろのまとめにもあるように、やはりその課税の公平性の問題ですとか、あるいはこういう形で大幅に拡充した場合の効果について、ある程度の予測ですとか試算も含めた形で数字が出た上で、その上で効果がある、ないということを言わなければ、ほとんど意味がないだろうというふうに思います。そういった点で、これ、過去の実績についてはあるんですけれども、これだけ減税を拡充した場合に減収幅がどのぐらい増えるのかですとか、対象となる法人がどのぐらいになるのかということに関して、まず事務局のほうの数字を出していただかないことには、これだけの大幅な拡充をすることに意味があるよねとも、ないよねというふうにも言えないだろうと。そこのところについては、我々が意見を出した後でちょっと県庁の中でやってくださいと言うには、ちょっとこちらあまりに無責任な提案をすることになってしまうのかなと思います。

ですので、制度としての公平性ということを考えれば、今、堀越委員がおっしゃること、そのとおりだと思うんですけれども、当然、そこにまで対象を広げれば、今度、減税幅が広がると。そうすると、今のこの中小法人とNPO法人に対象を拡大した場合に、果たして減収幅がどのぐらいになるのかということとあわせて今の議論をしていかないと、ちょっとこのままこれを、全く数字がない状態でOKですというふうに言ってしまうのは大変心もとないですし、私もいろいろな自治体さんでこうした税制の検討にかかわっていますが、これだけ実績ですとか予測値がないまま、このような大胆な提案をするというのは初めてなことなので大変当惑をしております。

(青木座長)

おっしゃるとおりです。で、前回の夏もそうだったんですが、何に使うとか、この先の数字が一切ないままお出しをして大変に心苦しいのですが。その数字が実は私も見たことがないし、ないんですね。

(小林税務課長)

今回、ちょっと、今、沼尾委員さんからご指摘がありました減税幅、あるいは対象法人がどうなるのかという部分について、資料をちょっと用意させていただいてないんですけども。私のほうとしましては、この部分も、正直申し上げまして、内部的にはある程度、これは当然必要な部分なので、関係課と相談しながらつくりたいというふうに思っております。ただ、今、今回、出さなかったというのは、非常に大変失礼だったと思います。この辺につきましては、至急用意しまして、委員の皆さんに何らかの形でお示しをしていきたいというふうに思いますが、そんなところでいかがでしょうか。

(青木座長)

もう沼尾委員のおっしゃるとおりなので、何も、何とも言いようがないというのが正直なところなのです。はい、お願いします。

(沼尾委員)

すみません、あとは、この障害者雇用と母子家庭の母の雇用についても、前回、7月でしたか、その際に、これ、やはりこれ最後のところに書かれているんですけども、税制以外の政策手段の効果のほうが大きいのではないかと。特に障害者の雇用の場合は、幾ら減税をしたとしても、その障害者の方の特性に応じた、やっぱり職場環境が担保されなければ、実際、雇用にはつながらないので、そちらのほうとセットでなければ、ちょっとこの税の効果というのを単純には、手放しで喜べないのではないかとというようなことを申し上げたような記憶があるんですが。それについても、全く施策の話が出てこなくて、とりあえず税でやっちゃいましょうというのは、結果的に何の効果もないし、税収も減ってしまいましたということになると、何か非常にもったいないなという印象を受けるので、本当に、これ、書いてしまっていていいんだろうかというのは大変心配です。

(青木座長)

ありがとうございます。ご指摘のとおりです。

(小林税務課長)

すみません、いろいろ足りない部分が多くて申しわけないんですが。今の沼尾委員さんのご指摘にありました障害者の、特に施策の関係、今、県では雇用対策の部門で、先ほど申しました新たな5カ年計画の中を含めまして、さまざまな分野があるんですけど、その中で雇用対策、これは障害者の方、あるいは女性の雇用、そういう雇用を全体的に含めた対策の中で、プロジェクトチームが立ち上がっておりまして、そういう部分で雇用対策を考えていくという県の方向が出ております。その辺を、今、委員さんのご指摘のように、この意見書の中でその辺も触れながらちょっと文面を考えたほうがよろしいのかと思いま

す。その辺、ちょっとまた含めた部分で案を示させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(青木座長)

少しだけ、取り繕うつもりは全くありません。忸怩たる思いでまとめたというか、やらざるを得なかったわけですが。ちょっと中身を分けて考えていただければと思いますが。特に中小・NPOの創業に対する減税は、ご指摘のように、確かに影響額、全く皆目検討つきませんので、これ、積算すべきですし、その効果額、あるいは減収額を見てみないと何とも言いがたいというのは、もうご指摘のとおりです。

それに対して、もう一つ、実を申し上げますと、雇用関係のこの2本については、今、施策のほうで何をやるかによってというのも、全くそれもそのとおりですが。多分、おそらく、これ、あまり言うてはいけないんだと思うんですが、相当に大胆なことをやらない限りはなかなか難しいのがこの雇用支援だろうと思うんですね。ですから、ある程度、あんまり目をつぶって何でも通せと言うつもりは全くないんですが、とにかくこれについては、もう特に弱者の中の弱者なので、税でできることはもう大胆にやってしまうしかないのかなというのが正直な気持ちですね。

ですから、この中でも、できれば雇用については、ちょっと効果を読めないといいますか、もちろん担当部局から、何をやって、これと組み合わせるんですかということをお聞きしなければ間違いだというのは、全くそのとおりですが。特に障害者については、全国的な、罰則付きであってもなかなか進まないというところからすると、とにかく、長野県の税にかかわるところして積極的な姿勢だけは示したいなという気持ちのみだというふうにご理解いただければ、大変苦しいんですが、それ以上申し上げにくいというところ です。

(小林税務課長)

すみません、先ほどの堀越委員さんのほうからの創業の関係ですけれども。商工労働部の担当のほうからちょっと説明をさせていただきます。

(高波 商工労働部経営支援課担当)

創業の関係を担当させていただいております、経営支援課の高波と申します。私のほうから、先ほどちょっとご指摘がありました、なぜ法人のみを対象としているのかということについて、補足をさせていただきたいと思います。

そもそもこの税制の関係が始まりましたのは、平成15年度からですけれども、それ以前の経済情勢等を考えながら、この創業等減税、制定されました。その当時につきましてから、法人ということで、今後、成長が見込めるものということで、事業を実施していくに当たって、個々の会社がそれぞれの事業を実施していくに当たって、その事業をこれから展開していった雇用も拡大していくと、そういう視点から考えた場合、個人企業というよりも、個人事業者というよりも、法人としてしっかりと形をつくっていたところに、長野県としてしっかりと支援していくべきではないかということで、当然、この創業支援に当たっては、税制だけではなくて、融資ですとか、技術開発の支援ですとか、そういっ

たものも含めて総合的に支援をしていくというようなときに、そういったものを考えまして法人を対象にしていこうというような形になっております。

また、事業を始めるに当たって、当然、ご指摘のあったとおり、個人事業主と、いきなり法人を設立する場合、どちらが多いのかというと、圧倒的に個人事業主のほうがおそらく多いと思います。ただ、個人事業主が事業を始める場合と、いきなり法人を設立して事業を始める場合、そのリスクといいますか、財政的な負担というのも非常に違いがあると思いますので、そういった観点から法人事業、法人のみをこの税制では特に手厚く支援しようというようなことで、この税制が始まったというふうに思っております。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。今、当時のご説明でお聞きして、納得できるかどうかですが。いずれにしても平成15年ということであれば、多少状況も、もう7年たっておりますので、情勢も変化しておりますし、法人成り、どの時点で法人成りするかという先ほどお話もいただきましたけれども、当初から株式会社をつくってもおかしくないような情勢にもなっておりますし、あまり区別する必要は、あるいは理屈は、もはやないのかなという感じではあります。いかにせん、とにかく沼尾先生のおっしゃるとおりなので、これがどのぐらいなのかの積算をしない限りは無理だという。我々のほうは方向性だけ示して行政の中でご判断いただこうと思いましたが、それはあまりにもむちゃくちゃだというご意見ですので、どうしたものかなと思います。今日の時点でどうすればよろしいでしょうか。

(小林税務課長)

これ、提案といいますか、こちらからのお願いということになりますけれども。先ほどちょっと申し上げましたけれども、内部的にある程度試算的なものも関係課と調整しながら進めているところでございますので、その辺、ちょっとまとめさせていただいて、改めて委員の皆さんにその辺の資料をお示ししながら、その部分、またこれから出てくるものをまとめた中で、ご意見をいただくという形をとらせていただくということではいかがでしょうか。

(青木座長)

年度末がありますけれども、これ、形としてはもう一回開く・・・

(小林税務課長)

その辺は皆さんのご都合もありますが、もし技術的に集まりいただくことが難しい時期でございますので、メール等で提供させていただいて意見をいただくなり、またその辺をまとめて座長さんのほうでまとめていただくなり、私のほうとしては、できれば集まりいただければ一番いいとは思いますが、多分、皆さんのご日程とかも含めて、その辺、あわせて調整をさせていただければと思いますが。

(青木座長)

これだけ大きい点ですから、さすがに開会をしないとまずいと思いますけれども、預かりにはできません。

(小澤委員)

先ほど沼尾先生にお聞きして、ああ、そういうものだなということで、改めて私もそうした視点から捉えることができました。税制面での対応をこのように拡充し、インセンティブをつけるということを定性的に考えると、これで起業が増えるんじゃないかなということは直感的には思います。しかし、もともと知事も起業を増やしたいというのを方針として出していっちゃって、起業を増やす方法というのは沢山あって、その内での全体最適として、県の一つの施策として、起業を盛んにするためには、例えば融資だとか、技術の支援とか、それにあわせて税制と。こんなさまざまな中での税制というものの、最適なインセンティブという位置づけが一つあると思います。もう一つが、沼尾先生がご指摘いただいた、計算してみたらせつかく取れる税金が減る懸念もあるという面があると思うんです。

インセンティブによって、仮に起業が増えた場合に、税収は減るものの、それによって増加した企業の税収や地域への経済効果との検証、いわゆるフィージビリティスタディですが、インセンティブで増える企業の効果までが予測できるんだろうかというのが、非常に難しいと思うんですね。だから、そこまで出ないと、結局、数字として出しても信憑性に乏しいものになるとは思いますが、果たしてそうした試算が可能かということ、通常かなり難しい作業だろうと思いましたがものですから、そこもあわせて教えていただければと思います。

(青木座長)

何かありましたら。

(小林税務課長)

確かにおっしゃるように、どのぐらい企業がこれによって増えてくるのかという部分につきましては、多分、税制面だけで、こういうふうにしたからこれだけ企業が増えるでしょうというのは、今、小澤委員さんのおっしゃるとおり、正直言って難しい部分だと思います。私のほうで施策担当課と話しながら、税制、減収部分がどのぐらい想定できるのかという話は、これも一定の要件を設定した上で、例えば今までの過去の実績、あるいはこういう改めたときのそういう方向性、例えば一定の割合で伸びてくると見込まれる、本当につかみの部分という、そういう一定の要件のもとでの減収幅というのは試算できるんですが、なかなか企業がこれだけ増えるからこれだけ減るといった試算というのは、正直言って難しいかなというふうに感じているところであります。

(青木座長)

もう、今、小澤委員ご指摘のとおり、全くそのとおりで、全く新しいことを予測するというのは、これ、ある意味、いかげんな魔術師でない限りできなくて。できることは、過去のトレンドから、これがこう変わったら多少こうなるだろうというぐらいで。しかも

それをあんまり言い過ぎると、それこそ、ノーベル経済学賞をとりましたけど、ラフファ一曲線みたいになって、今、減税しておけば将来増収になるぞみたいなわけのわからない話が出てきて、幾らでも膨らませてしまいますので、かなりいいかげんな話になってきます。ですから、多分、沼尾先生も出してくださいと言ったのは、今までのを多少、多少といえますか、かなり、ここでは大幅と書いてありますが、まだまだ多分多少だと思えますけれども、多少拡張したときに、それがどのぐらい増えるんだろうかという、すごく腰だめの数字だろうというふうに思うんですね。

ただ、やはりご指摘されてみれば、腰だめとはいえ、全くなくてGOだっていうのはおかしいのかなという気はいたしますので、特にこの創業と、私も全く想像が付きません、この5年間で400万円を全額にしたときに、例えば今まである件数、だんだん、だんだん減少してきていますから、非常に、今、件数は少ないわけですがけれども。その件数、多少上乘せした上で、400万円を全額にしたときに総額幾らぐらいになるのか。せめてこのぐらいの数字はないと、さすがに判断できないだろうなというのがありますので、最低限そこをお出しただけというのかなというふうには思います。

景気状況もありますから、なかなか、即、その数字が正しくはないんですが。そのあたりも含めて、少しやっぱり分析をした上で委員にお出しをしないと、幾ら何でも無責任かなという気はしますので、やはりもう一回開いていただいて、短時間でも構いませんし、最悪の場合は一部の委員さんにはメールなり電話なり、あるいはご説明に上がるなりということでやった上で、最終確認をしたいなというふうに思います。あまりにもそれで反対ということであれば、やむを得ませんので、税制研究会としては答え出せずということでは理事者にご報告を申し上げるしかないだろうなというふうに思います。その中小企業と、NPOも含めてですけど、中小企業についてはそうです。

もう一つ、先ほど正直な気持ちをお伝えしましたが、障害者と母子家庭の母については、多分、これ、数字もお出しするのが大変に難しい。3倍増にしたところで手を上げていただけるのかどうなのかと。3倍増にしても、多分、雇わないほうが企業のコスト計算からすると得な計算になるだろうと思いますので。そうすると、どこまで上げればいいのかという話にもなりますし、3倍増って、では適正なのかと言われれば、全くの、これも、2倍じゃ少ないから3倍という程度の数字だということ、正直に申し上げるしかありませんけれども。ここの部分は、また見込みをお出しするのが大変に難しいかなというふうに実は思っております。はい、お願いします。

(白戸委員)

たたみかけるようで大変申しわけないんですが、これは、あくまでも政策的なというものですので、明らかに何をこれでもって実現したいかということが少しぼやけたままでやっているのかなという気がしています。逆にいうと、今おっしゃったように、数字でこう出して、それが本当に信頼度が高いかというのはまた別な話だと思うんですね。それで、むしろもうちょっと、例えば一つ一つ、創業だったら創業、NPO法人の支援だったら支援で、今までの問題点だとか、それがならないでいるということをきちっと明確にした上で、その中でその減税がどういう役割を持っているかという議論をしたほうがいいのかというふうな気がしています。

例えばNPOは、正直に言うと、NPOでもつくれば何かこういいことがあるかなと。もうちょっとハードルの高い法人格よりはという安易な設立もままありますし、他県では反社会的な団体がNPOをつくっているなんていうケースはたくさんやっぱりあるんですよ。そういうことを考えていくと、NPOを支援して何をしたいのかというのをもうちょっと明らかにするべきだろうと。そうすると例えば、NPOの支援策の中には、事業を支援するものもあれば、法人格を持っているからといって支援するものも多分出てくるんだと思うんですね。その辺のトータルの中でちょっと議論をしないと、かえってNPO全体の発展からすればマイナスということだって出かねないような気がしています。

それから障害者の雇用なんかは特にそうだと思うんですが、自立支援法、4月1日から、今度、総合支援法に変わっていくんですが。これは、もう、要するに片やお金は厳しくなって、自立する前提で厳しくしたんだけど、その自立の環境が伴ってないというのが、今、多分この障害者雇用の現状だと思うんですね。そうすると、何でもできることはやったほうがいいという、むしろそれに近いのかなと。そうすると、いろいろなものの組み合わせの中で、これがないとやっぱりいけないというようなロジックを立てて説得力を持たせないと、なかなかこういう議論にはならないのかなという気がしますので、ぜひその、データもそうですが、もうちょっとトータルな現状と課題、そしてこれをやったことによってこんなことが解決できるという、ほかとの、当然ながらタイアップが必要な部分も出てくるんだと思うんですね。その辺のところをぜひちょっと明らかにしていただければ、もう少しわかりやすい議論ができるのかなとそんな気がしています。以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。全くご指摘のとおりで、我々といいますか、専門部会のところでも、当然、そういう意見がありまして、結果として、政策税制をやる場合というような資料を7ページのところにつけたのです。こういうところできちんと抽象的な議論はできているんです。ところが、それが現実の議論としてできていないところが今回の最大の問題点だというふうに思っていたら、申しわけございませんとおわびするしかないのですが。さてどうしたものかというところなのです。

全く、今、委員ご指摘のとおりです。私としてはもう何も、追加するところも引くところも何もございません。はい、お願いいたします、すみません。

(岩崎総務部長)

総務部長の岩崎でございますが、ただいまいろいろにご指摘をいただいた点については、重々、そのとおりだというふうに思っております。座長さんにも申しわけないというふうに思っておりますけど、大変短い時間の中でご検討をお願いしているということがあって、これ、私の思い込みもありますけれども、ご指摘をいただいた点、例えばこれによる減収がどのくらいになるのかという点でありますとか、これによる効果をどうするのか、あるいは政策の全体のパッケージとしてどう考えていくのかという点については、しっかりした資料をご提示できなかったことを申しわけなく思っております。

私、税務課もそうですけれども、収入をいただくほうがメインの頭がどうしてもありまして、私も財政担当ということもありますので、当然、これによってどのぐらいの影響が

あるのかということも議論のテーブルに乗せなければ話が進まないということは承知をしておりましたけれども。ご指摘をいただいた上で、私どもとして検討させていただくということかなというふうに思っておりましたが、実際には先生方に、数字も見た上でご検討いただいたほうがよろしいということは、それもそのとおりでございます。

私どもとしては、今、ご指摘をいただきましたような収入に対する影響、それから各政策の担当課が、どういう政策のパッケージの中にこの減税を位置づけるかというその位置づけの問題。それらについて、しっかり資料としてお示しをしたいというふうに思います。ただ、時間的に大変お忙しい時間をいただくようになりますので、その点についてはおわびをした上で、できれば会議が開催できればそれをお願いしたいと思いますが、間に合わなければ、持ち回りといいますか、私どもで説明に上がりながらご了解いただきたいというふうに思います。その会議になるかならないかというところは、また座長さんに相談させていただいて進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は、そういうことで、この意見書としてまとめるに不安だという点について、ご指摘をいただいた上で、私どものほうで関係資料を整理させていただくと、そんな観点で進めていただければありがたいというふうに思ひます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。今、部長に約束をいただきましたので、よろしいでしょうか。おそらくかなりのんでいただいたお約束だろうと思ひます。その上で多少の、まだまだ、担当部局の方は大変ですが、夜も長い時期ですので、頑張ればまとめられると思ひますけれども。何か追加で改善すべき点、あるいはご意見があれば、その方向でまだ変える時間が生じたので、今日、開くまでは、今日、これで預かりというふうに思ひましたが、まだ時間がありますので、どこかこう、こうしたらいい、ああしたらいいも含めて、ご意見をちょうだいできれば、今、お出しいただければと思ひますが、はい、お願ひいたします。

(堀越委員)

個別のことになって大変恐縮ですけれども。環境に配慮した取り組み支援の件ですが。確かに適用実績は本当に僅少ではあることは事実ですが、やはりこれを廃止してしまうのがどうなのかなというのは、ちょっと、私、個人的に思ひしております。県のほうの説明といたしましては、長野県環境エネルギー戦略等々の策定、そういったものに伴っての、また必要であるならば、しっかりその税と組み合わせをしてということというふうに先ほどお聞きしたんですけれども。むしろそういったことが実現するまでに、私は、減税は残すべきではないかなというふうに思ひています。

ただ、残し方もやはりちょっと見直しが必要で、これは、現在、この税は、新たに認証を取得したもののというのが対象になって、取得年度だけが対象ですが。やはり継続してやっている分については、金額は10万円限度額でもいいと思うんですけれども、対象者を広げた上で、新しいその環境の税に結びつくものの間、残したほうがいいのではないかなというのが個人的な意見でございます。



(青木座長)

はい、ありがとうございます。これも含めて、今、お話しいただいたところからも、委員の皆さん、おわかりいただける、あるいは傍聴の方もおわかりいただけると思いますが。やはりこれ、担当部局いかんというところで、本来は、先ほどから問題になっているような、我々からこれだけの減税をしようとか、こういう政策をしようなんて言えないわけですので、担当部局のほうからという話になります。ですから、そこが、沼尾先生、関係していらっしゃるところの自治体は、その担当部局の方がなかなか熱心に、やりたい、やりたいというふうにやってきて、普通、税金は、減税しようというのだめっていうのが本来の仕事ですが、今回、まるで立場が逆なので、私も内心ちょっと戸惑いとともにやっているのが正直なところですが。

今の堀越委員から最後の点、お話しいただきまして、この点、もう一度、確認はいたします。今、申し上げたように担当部局のほうに、温暖化対策課になろうかと思いますが、環境をどうするのかと、今、おっしゃっていたところも含めて、問い合わせはするつもりでおります。その上で、担当部局のほうで必要なのか、必要でないのか、どれぐらいのものを考えているのか、実はまだ私もご説明をお伺いしておりません。今日、ちょっと後に会う予定だったんですけども急にキャンセルになりまして、まだお会いしないんですけども。できるだけこの取りまとめまでには、今、堀越委員のほうからのご意見もお伝えしながら、つないだほうがいいのか、それともすっぱりと、この先何をやるのかにもよりますが、切りかえたほうがいいのか、ちょっとまた担当部局とご相談をさせていただいた上で、最終的にご提示させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかの点、いかがでしょうか。はい、お願いします。

(沼尾委員)

これ、ちょっとどこまで念頭に置くかって難しいところですけど、今、総務省の地方財政審議会のほうでは、地方法人特別税のあり方を含めた地方法人課税の検討を行っております。知事会なんかでもやられていると思うんですけども。ちょっとこれでまた政権も変わったのでどうなるかというのは非常に不透明ですが、ちょっとそのあたりのところは念頭に置いた上で、これ、決めるのであれば5年間というようなことのようなので、何となく意識しておかれた上でどうするかというのをあれしておくほうがいいのかなどというところで1点補足をさせていただきました。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。地方法人特別税、読めませんが、考えておきたいと思えます。ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。改めて少しまとめさせていただいて、資料をつけて先生方がご判断できる最大限の努力を担当部局の方ともさせていただきながら、年度末、年度中にできるだけ急いでと思います。先ほど総務部長からもありましたように、開けるかどうかですが、できるだけ開く方向で私はいたい、やはり最終確認させていただきたいと思いますが、もしもの場合は、少し全員そろおうというのはなかなか難しいので、ご都合の悪い先生方にはご説明に上がってということも含めてご迷惑を

おかけしますので、どうぞよろしく願いをいたします。できるだけ早くに取りまとめをさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか、ではこの点は。はい、すみません。

## (2) 山岳及び高原に係る費用負担のあり方について

(青木座長)

テレビでは入山税という言葉がひとり歩きをしておりますけれども、この点について、本日、実を申し上げますと、あまりまだ、後で申し上げますように、方向性も何もわかりませんので、まずは事務局のほうから少しご説明をいただいて、知事から諮問はいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(小林税務課長)

それでは、今、座長さんからのお言葉にありましたように、知事からの検討依頼ということで、今回、お配りしてある資料の中に、1枚紙で座長さんあての「長野県税制等の検討依頼について」という写しの文書をつけさせていただいております。この検討依頼についてと、知事名から青木座長さんあての依頼文書でございます。ここには、下記事項について、長野県地方税制研究会のご意見を賜りますようお願いいたしますということで、記以下にあります。長野県の大きな魅力である山岳や高原を訪れる多くの人が、安全にその魅力を楽しみ堪能できるような環境を整えるために要する費用の利用者負担のあり方についてというざっくりとした内容でございますが、こんな内容で依頼をお願いしてございます。

そもそもこの山岳、あるいは高原にかかわる利用者負担の検討をお願いするに至った経緯でございますけれども。まず発端というふうに思われている部分と申しますか、実際の発端でございますが、既に新聞等の報道でご案内のところもございと思えますが、昨年秋に信州型事業仕分けというものが行われております。その中で仕分け人から、県外から来た遭難者を県民の税金を使って助けている現状をどう考えるかというようなご指摘というか、質問が出ております。この質問に対しまして、登山者の自己責任を問うために入山税などの検討を進めたらどうかというようなご意見、あるいは答弁の中でもそのようなことが出ておまして、この辺を踏まえて、現在の阿部知事が県会等でも、環境保全、あるいは山岳観光振興の観点からも検討する考えを表明しております。こういう経過がございまして、この研究会の中でこの辺を検討していただきたいという知事からの依頼でございます。

これを、今回、改めて正式にご依頼を申し上げるという席にさせていただいておりますが、先ほどちょっと申し上げましたように、前段、既に新聞等で、研究会において長野県ではこういう検討を始めるという報道がもう先んじて出ておまして。公表しては行わなかったんですけども、この検討を始めるに当たって、その方向性とか、どういう視点で検討を進めていくのがいいかということの前段に青木座長にご相談させていただく中で、専門部会の先生方に1回お集まりいただいて、今後の方向性とかそういうものをある程度ご意見をいただいているところでございます。その部分が、先ほどのマスコミ報道の中で出ているという部分でございます。

資料、お手元にお配りしてある資料2でございますが、山岳及び高原に係る費用負担の

あり方検討資料ということで、今回、出させていただきますが、まだ具体的な検討資料という形で、今回、まだご用意させていただく段階にまで至っておりません。そんな中で、今の資料2を1ページめくっていただきますと、1ページ目に山岳・高原に係る利用者負担の課題等ということで掲げさせていただきます。これは、私ども、事務局段階で、県段階で、課題としてこういうような課題が、今、見えていますという部分。それから2つ目に、その検討の視点としてこういう方向でいかがかなという一つの事務局的な考えをここに書かせていただいたものでございます。

課題の1つとして、観光面があります。長野県、有数の山岳観光県という位置づけというふうに考えておりますけれども、滞在型観光地の形成と持続的な事業展開のため、利用者に負担を求める必要性があるのかどうか、これが一つ、課題として挙がっております。

それから2つ目の山岳環境の保全ということでございますが、登山者の利用に伴う山小屋トイレの整備・維持管理、あるいは登山道の整備・補修等、これをどうしていくことがいいのか。それから良好な自然環境の保全、これは括弧書きで野生動物の分布拡大等への対応、これは具体的には、ニホンジカ等が高い高山のほうまで、今、生息が伸びていって高山植物を荒らすというような事態も発生しておりますし、ここにはありませんけれども、自然災害による登山道の傷み、登山者への環境の及ぼす影響とか、そういう部分であります。

それから3つ目の安全対策のところですが、登山者数、あるいはそれに伴う遭難件数が非常に増加していると。特に今年度は顕著にそれが本県でもあらわれているわけですが、そういうものに対する、対応した遭難防止・救助体制の充実の面ではいかがなものなのか。あるいはそういう登山道そのものの安全対策等についても考えていかなければいけないのではないかと。

そういう山にかかわるいろいろなさまざまな課題というものが見えてきている中で、検討の視点として、1つは利用者負担を求めることの妥当性。これは、今は県、あるいは市町村、あるいは個人の方、あるいは団体等、それぞれの分野で、その山にかかわる費用の負担、あるいは整備等を進めているわけですが、これを利用者の方のほうに目を向けて、妥当性というものを考えていく視点というのはどうなのかなという部分です。

それから課題に対応するための経費負担の対象と範囲についてということで、これは役割分担、利用者負担の範囲の検討ということで、こういう視点での検討も必要ではないかなと。

それから課題に対応するための経費の財源確保の手段についてということですが、財源確保の手法である税、あるいは協力金、募金、保険、あるいは参加費みたいなこともあるんじゃないかと、そういうさまざまな財源確保の手法があると思いますが、どういう形が適切、あるいは適当なのかなと。それでまた、そういう手法がとれるのかどうかと、そういう手段についての検討の視点が必要かなと。

それから4つ目としましては、課題に対応するための経費の財源の徴収方法についてということですが、いつ、どのぐらい、どのように確保すべきかという検討を進めていくことが必要ではないかというような視点という部分で、ちょっと箇条書き程度に書かせていただいております。

それから2ページ目には、めくっていただいて、これは、ここに山岳・高原に係る事業

概要ということで、先ほど申し上げましたように、さまざまな事業が山にかけては行われているわけですが、先ほど申しました県が行っているもの、市町村が行うもの、個人・団体が行っているもの、さまざまな費用がかかっているわけですが、ここに、今回、出させていただいたのは、主に県で行っている事業を、分野ごとに、区分ごとに、こんなことを、今、県では事業費を予算化しながら事業として実施していますというものを参考までにまとめたものでございます。

それから3ページ目には、長野県の登山者数及び遭難者数の推移ということで、平成18年から23年度までの状況をグラフにあらわしたものでございます。特に、先ほど申し上げました23年度、24年度にかけて増加傾向にあるという部分でございます。

それから4ページには、登山道の現状ということで、これは自然保護課、所管する課のほうでまとめている資料でございますが、長野県の登山道、現況でございますと、県内では年間約60万人の登山者の利用があります。従来の中高年を中心とした利用から、山ガール、ツアー登山者など、幅広い利用へと変化、要するに登山を楽しむ方の形態が多様化しているといえますか、幅が広がっているという現状を踏まえて、その山岳環境の保全、登山道の安全確保が課題となっているということで、あと以下、登山者数の推移、登山道の状況、登山道整備の課題等をまとめた資料でございます。

それから同じく5ページ目には、山小屋トイレの現状ということで、山小屋のトイレの状況、あるいは課題、それから現在行われている山岳環境保全対策支援事業というものの概要を掲げてあります。

それから、あと、今、申し上げたようなもの、抜粋ですが、後ほどまた、説明は省かせていただきますが、参考資料3のところ、今の山に関する統計的な資料、もうちょっと細かいものをつけさせていただいておりますので、またごらんいただければと思います。

それから6ページ、7ページにかけましては、6ページは、これは、観光及び環境保全のための法定外目的税ということで、全国で行われている状況をまとめたものでございます。東京都の宿泊税から沖縄で行われている環境協力税等、全国の状況の概要をまとめたものでございます。

それから7ページは、環境保全のための協力金等ということで、これは行政以外で実施している部分でありまして、協力金等として実施されているものを、全国的な内容をまとめさせていただいたものであります。

資料の説明は、前段申し上げましたとおり、今回、私のほうでこういう資料の取りまとめまではまだ至っておりません、あくまでも参考資料として、今後の議論、今のところ間に合う資料としてお手元にお配りしたものであります。もちろん、先ほどの山にかかわる事業費等につきましては、これは県だけではなくて、市町村も、あるいは個人の方、団体の方等がかかわっている経費等もあります。それにつきましては、今日、委員の皆さんからご意見をいただく中で、また必要な資料等を取りそろえてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。現状で、委員の先生方に、まずは何をお聞きすればいいのかということになるわけですが、方向性自体がややぼうっとしているというところは、

もう正直に申し上げるところです。前回といいますか、約ひと月はたっておりませんが、専門部会を開きました。同じように諮問をされる、直前でしたが、諮問内容はおおよそ聞いた上で、お聞きした上で、専門部会としてどう考えればいいのかということをやりましたので、少しだけご報告をさせていただきます。

山、あるいはそこに高原と書いてあります。あるいは環境、あるいは山の魅力というふうに書いてございます。となりますと、当然ですけれども、これ、森ですとか、あるいは水源ですとか、そういう問題も当然に入ってきます。ですから、何をどこまで議論をすればいいのかということになると、非常に方向性をまだ決めにくいと。きっかけは、一番狭い世界といいますか、一番高いところですね。山の一番高いところに登って遭難した人をどうするんだと、そんなもの、助けなければしょうがないんでしょうけれども、その費用をだれが出すんだという。救急車に乗る人が払うのか、それともみんな乗る可能性があるんだからみんなで払うのかというような違いがあると思いますが。発端はそういう一番狭いところで、対象人数も、60万人の方が本当に危険なところまでどのぐらい行くかわかりませんけれども、ちょっと登山ブームになっておりますので60万人、最大限ということになります。

ただ、山の魅力と言いますと、当然ですけど、周辺の観光地を訪れる方、あるいは県民の方も含めて、広く、すそ野は圧倒的に広い、何百万、何千万かもしれません。そういうところがあって、ですから、一番すそ野の広いところでは、先生方に去年からご苦労いただきましたけれども、森林税も含めて県民も負担をしているわけです。森を守るということで、その森を見に来る人だっているわけですから、この広いすそ野のところと、では一番てっぺんの話と、どこに照準を定めるのかということになってきます。

ですから、まずは専門部会のところで委員の先生方に共有認識を持っていただいたのは、山の魅力といっても幅広いよねというところで、そのきっかけとなった事業仕分けのこのいわゆる入山税をてっぺんとして、すそ野のほうは幅広くあるので、そこもバランスをとってやらないとおかしいよねと。何も遭難者は本当に他県の人ばかりとは限りませんし、決めつけるのはよくないと思いますけれども。必ずしも他県から来ていたといっても、その人たちは宿泊でお金を落としてくれるかもしれませんし、お土産を買ってくれるかもしれませんし、いろいろ協力金を払っていただいている人もいますし、いろいろなケースを想定しなければいけない。事業仕分けという、どうしてもそうやって、利益とコストのぎりぎりのところで突き合わせをしようとするのが事業仕分けになってしまうわけですが。我々、もう少し幅広く見ましよう。その上で、本当に、いわゆる入山税がいいのか、それとも、いや、他県の方の面倒を見るのは親切なホスト県として当たり前なことなのか、そういう方途も含めて少し判断をするためにはいろいろな資料が必要でしょう。少し時間をかけて議論をしないとおかしいでしょうというお話をしたところであります。

その上で、本日、1ページ目ですね。資料2の1ページ目のところにおまとめいただきましたように、課題のところはそうやって幅広くするのでよくわからないのですが、少しだけ議論をさせていただいたのは、検討の視点のところ、このところで何を対象にするかによって、大きく話が変わるんですけれども。我々、どうしてもやっぱりきっかけの入山税ということで念頭にありますから、では入山税を考えたときに、それぞれ妥当するかどうなのかということになります。

特に1番目のところで、今、申し上げたように、多分、事業仕分け上の想定は、他県から遊びに来て勝手に遭難をしてお金がかかると。それを救助するのにヘリコプター1機、1億だ2億だ10億だ、そういう話をするわけですが、必ずしもそのヘリコプターも災害救助だけに使っているわけでは当然ありませんし、そのあたりきちっと議論を区分けしなければいけませんし、そもそも利用者負担の意味がどうなのか。私の専門ですと、いわゆる利用者負担とか受益者負担って、かなり気をつけて使わないととんでもない結論になってしまうので、気をつけろというふうに言われているわけですが。どうしても受益者とか利益といった場合には、マーケットに乗っかる利益しか入ってきませんので、先ほど申し上げたように、だれでも遭難する危険性があるとすれば、山に行く人は全員が払わなければいけないのに、高い山に行く人だけに払わせていかなものかというのがありますし、あるいは幾ら払わせれば適正なのかという話もありますし、先ほど60万人と言いましたが、仮に100円取ったとしても6,000万円、たかだかとなってしまいます。6,000万円でするんですかという話もあります。そういう話を少しだけして、1回目でしたのでろくに進んでおりません。

あるいは、最後の4番ですね。これもメディアの方がよく質問されて、私、答えられませんけれども、どうやって山に入る人から税金を取るんですかと。鉄条網を張るんですか、あるいはではドーベルマンでも放して捕まえますかという、そういう話になってしまいますが。なかなか徴収方法、大変に難しいわけです。河口湖の例でいきますと、これはもう湖の周りですから、何人か監視員でもいれば徴収できますし、あるいは釣り、えさとか何とか売っているところで特別徴収してもらえば済む話ですが。いかんせん、長野の山、どれぐらいあるかという話になります。

それと同時にもう一つ、山関係で言いますと、隣の県、岐阜県が乗鞍岳で取っているふうに見えていますが、実をいうと、これ、駐車場代に上乗せしているだけ、あるいは通行料がわりというところですので、私も視察に一遍行きましたけれども。取り方としては非常に一番、取り方優先ですよ。自動車で入ってきた人から取りますということになっております。

このあたりを、ですから、本日、大変申しわけありません、方向性、まだ決まらない中で、委員の先生方から1回目ということで、報道されてお聞きになっているところも含めて、コメントなり、感想なり、あるいは今後の進め方なり、少し先生方からいただいた意見で方向性を絞ればという気持ちももちろん当然ありますので、ぜひ何なりとこの点、残り15分ぐらいありますので、何なりとご意見、ちょうだいできればというふうに思いますけれども。大変僭越ながら、山が大変好きだというふうにお伺いしておりますけれども、堀越委員のほうからまずは先陣を切っていただいて、ご意見を、かなりのハードな登山者でいらっしゃるというふうにお聞きをしておりますので、ご意見をちょうだいできればというふうに思います。

(堀越委員)

今、座長さんのほうからいろいろ説明を伺いまして、ここ、この利用者負担の話ですけども、これは、いわゆる遭難救助のための費用だけではなくて、山全体に関する、例えば山小屋トイレの費用のことも出てきましたけれども、そういったことも含めてのことと

いうふうに解釈してよろしいんですかね。

(青木座長)

そこは、ですから、我々が判断をしなければいけないところで。ですから、さっき申し上げたように、山を守るためには、いろいろな経費がかかっています。それを遭難者に何で負担させるんだという話が当然出てきます。ですから、その利益を何でとらえて、何をコストでとらえるのかという、大変に難しいところですが。事業仕分けだと、ここって決めてしまいますから、遭難救助って、あるいは山小屋トイレってやっちゃえばわかりやすいんですが。山ってそれだけで成り立っていませんので、当然、下のほうの緑も守らなければいけない、中腹も守らなければいけない、ここには動物もいなければいけないし、当然、水源地も保全していなければいけないしということなので、どこまでで切るかというのが大変難しいので、今のご質問はむしろ、先生、どうお考えでしょうかと。

(堀越委員)

それを税と結びつけるかどうかということは別問題といたしまして、これ、本当に山に登る者としての、私個人の考え方ですけれども。やはり遭難救助の問題につきましても、これは、私は、個人が負担すべきものであるという考えが非常に強いです。というのは、非常にこういったことを耳にするんですけれども、自分が山に行つて遭難したと、けがをしたと。救助要請をするのはいいんですけれども、県警のヘリを指定するケースが非常に多いんですね、無料だから。そういったのは、私、やはりいかなものかなというふうに思いますし、私個人とすると、やはり山へ登っている限りは、山岳遭難救助費用がついている山岳保険に加入した上で山に入山しているわけです。ですから、もし万が一のことがあっても、民間のヘリを頼んだとしても、それで一部は補てんできるようにきちんとそういった態勢を整えての上での入山をしているわけです。やはり安易に、県民の税金をそういった形で使っているのかどうなのかというのは、これは県外の人が使ってもいいかどうかという問題ではなくて、登山をする人がそういった安易な考え方で使っているかどうかというふうに私は考えております。遭難のことに言え、そういった考えです。

(青木座長)

ありがとうございます。先生のところで少しだけ補足です。ここの下の検討の視点の(3)に保険と入っているのはその意味で、今、先生のおっしゃるご主張でしたら、保険義務付けでいいじゃんという、税金は必要ないじゃんというところに実はなつてきて、そこだけ限定して、遭難費用だけ言え、とにかく山に入る人は保険義務付けで、払ってない人は知らないから勝手に死ねというのでもおかしくはない、はっきり言うと、です。これからまだなので、入り口ですから、どうぞ、今日は何なりと、いろいろこういう議論をすることだけでも、はっきり言うといいことですし、日本の中で山岳県、長野だけではありませんから、日本中でこういう議論をしたほうが多分いいだろうと思うので、何なりとご指摘いただければと思います。水本委員、お願いいたします。

(水本委員)

堀越さんと違って、私、山は全然興味ありませんし、登る気もしないんですけれども。今、おっしゃったヘリコプターについては、当然、遭難した人が負担しなければいけないものだというふうに従来から思っていましたし、山小屋のトイレですとか登山道、これについてもかなり費用がかかっているというふうにお聞きしております。やはりどこまでかということはあるんですけれども、登山道の現状というところで、県警が出した63万8,000人の利用者がいるという数字を把握しているわけですから、少なくともこういう人たちからは、何かしら徴収したほうがいいんじゃないかと私個人的には考えております。おっしゃるとおり、山にはどこからでも登っていけますので、非常に難しいところはありますし、かといって森林をではどうするかという大きな問題になってきますと、ここにも書いてありますように、何十億というような予算になるものですから、線引きは難しいかなというふうには思います。

(青木座長)

ありがとうございます。では沼尾先生、お願いいたします。

(沼尾委員)

すみません、ちょっとあんまり状況がよくわかっていないので、適切なコメントができるかわからないんですけれども。まずこの遭難への対応というのは、先ほど堀越委員、水本委員がおっしゃられたとおりで、私もそれぞれの責任において保険に加入するなり、対応するというのが大原則だろうというふうに思います。ただ、実態としてその保険に加入してない人がいた場合に、県警がそれを放置できるかということ、実際にはやはり人命にかかわることであれば行かざるを得ないというような実態があると。そのことが、今、大体、県のほうの財政支出としてどのぐらいの規模になっているのかということ、まずちょっと把握することは必要かなというふうに思います。

その上で、なかなかやはり自己責任では対応できないけれども、では本当にその部分を県の財源で賄うということでもいいのかどうかというようなところになった場合には、何らかの形で別の費用負担のあり方というのを検討するということもあり得るのかなというふうに思っています。

それから、この登山道ですとか、山岳環境の保全については、先ほど座長からのお話にもありましたけど、この森林づくり県民税との線引きというのをちょっとどういうふうに考えればいいのかというのは、一つの論点になるのかなというふうには思うところです。それは、県として、要するに山をどういうふうに守って保全をするのかというスタンスにかかわることだろうというふうに思います。ただ、長野の場合には、やはり他県と違って、これだけ県外から多くの方たちが流入してきているという実態がありますので、その方たちに何らかの費用負担というのを求めるというのも、一つの発想として、私はあっていいんじゃないかというふうに思っています。

その際に、後ろのほうにも法定外目的税ですとか協力金の状況の事例が挙げられているわけなんですけれども。税で取るのがいいのか、あるいは協力金ですとか募金みたいな形で取るのがいいのかということ、これから検討していくこと、議論の俎上には乗り得る話なのかなというふうに思います。



やはり、これやっぱり日本の非常に特徴だと思うんですけど、税といったとたんにやっぱり非常に抵抗感を感じる方々も多いですし、では長野は何か行くとその税がかかるんだという、それに対して、ひょっとするとほかに観光客が流出してしまうんじゃないかというような懸念を持たれる方もいらっしゃるのかもわからないんですけども。逆に、それだけのその税を取りますということが、ある種のメッセージ性というのを持つという意味もあるだろうと、つまりそれだけ環境保全とか山に力を入れているというようなプラスの広報、宣伝効果もあるのかなというところ、まず一つ、本質とは別な世界であるだろうと。

あとそれから、税の場合には、当然、これ、強制性を持つわけですけども、協力金の場合には、これはある意味任意ということなので、払わないということに対する罰則規定というのはなかなか設けられないんだろうというふうに思います。

あと、先ほどどういうふうに徴収するかというようなことですか、仮に税で特別徴収するとすれば、だれが特別徴収を行うのかといったようなところは、具体的な方法論としては、これ、本当に議論するのであれば、これから論点として挙がってくるのかなというふうに思いながらお話を伺っていました。以上、雑駁ですけども、思ったことを述べさせていただきます。

(青木座長)

ありがとうございます。大変ありがたい、少し議論を広げていただいたのは、最初のお二人の委員の場合には、どちらかというとかかったコストをだれが負担するかということでお話をいただいたんですが、今、沼尾先生のほうから、入ってくる方と、その方に負担いただいて少しプラスの効果、もっといい山にしよう、あるいはもっといい観光登山の山にしようという視点を、今、お話をいただいて、多分、知事の諮問には少しそういうニュアンスが入っているのでこうなっているんだろうなという気がしますので。何も、さっき申し上げたように、多分、遭難費用、幾ら、1,000円取っても賄えるのかわかりませんが、何かかかっている費用を登山者に負担させようというだけですと、すぐ答えはもう出ちゃうんですが。そうでない部分をどう考えるのか、その方にご負担いただいたものを何に使ってどうしていくのか。長野の山に行くと金がかかるぞというよりも、長野の山に行くとお金はかかるけど楽しいんだぞというところのご諮問なのかなという気もしますので、そこも含めて少し、今後、お考えをいただくと、少し何かこうぎちぎちとといいますか、仕分けっぽくない部分も含めてお話をいただけるのかなというふうに思いますので、ちょっときっかけとしてありがたいと思います。はい、すみません、白戸委員、お願いいたします。

(白戸委員)

まず1点目は、その事業仕分けの中でというようなお話だったんですけど、具体的にどうだったかというのは、僕は、実は仕分け人で、多分これではなかったと思うんですが、出ていて、そういうこう単純な議論をしていたわけじゃないんじゃないかなと。もうちょっとトータルの話の中で話が出たような記憶があるので、その辺、ちょっと記憶が確かじゃないので、その辺はもう一回、きちっと精査をしていただかないと、きっかけがちょっ

とこう方向が違うとおかしくなるかなというのが1点目です。

それからもう1点は、観光業という観点でいうと、実は、現在、本当に長野県の観光というのは青息吐息で、もう大変な状況にあって、こういうものがどのぐらい、やり方によってはインパクトがあるかということも、少し配慮をしなければいけないのかなという気がしています。この辺のところは、多分、どこから取るかとか、そういうことにもかかわる問題かと思しますので、ちょっとその辺をもう一度資料等をご用意いただければというのが2つ目です。

それから3点目ですが、例えば遭難、登山道、トイレというのは、直接、登山をする方にかかわる費用負担の話です。もう少し広げたときに、山をどうするかっていう話のときに、ちょっとシンプルに考えさせていただいて、要するに長野県に来ていただく方にだけ負担をさせていいのかなと。要するに、例えば水源だとか、河川を通じての下流域の問題、前にもちょっと取り上げられましたが、そうすると、来ない人は何だという話が僕ら出てくるのかなと。要するに長野県が好きで来ていただく方から取って、恩恵、いろいろな意味で受けている下流域から取らないというのは、ちょっとこれは不公平な面も出てくるかなと。これは、極めて単純な、この分野については、僕は素人なものですから、おかしいなという、その辺のところも少し議論の論点にさせていただければなと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。私もさすがにそこまで考えが回らず、県民は森林税を払っているよというところまでは想定したのですが、おっしゃるとおり、確かに森林税を早く拡大して下流域からもいただきたいというのが正直なところではあります。それも含めて、忘れずにぜひ議論していきたいと思っております。小澤委員、お願いいたします。

(小澤委員)

ほぼ各先生のお話に全く共鳴するところで出尽くしたとは思いますが、私のほうからも、言葉をかえたような意見にすぎないのですが申し上げます。まず、今、白戸先生がおっしゃったとおり、観光立県ということで、これだけのアルプスがある県というのはなくて、その観光客というの、非常に人数は多いわけですが、落ちるお金は少ないと、こういう悩みもあります。したがって、理想を言えば、観光客の経済効果が幾らで、結局、税金を課すことにより、どれだけ減ってしまって、結局収支がどうかというような、そうしたことが検証できればと考えます。

一番大きな方向としては、今回の5カ年計画でも、世界有数の山岳リゾートを目指すという、非常にビジョンがある中で、例えば先ほど来の議論にありますように、観光客としておいでいただくのはいいんですけども、トイレの使い方が悪くて、非常に環境を害するようなお客様も一部見られるとか、道路を常に整備しておかなければいけないとか、そういったものをすべてホスト県としての長野県の負担としていくとする一方で、そこでは補い切れないだけのコストというのがやはり必然的にかかってくると思っております。こういうことを考えるのであれば、やはり来ていただく方には、先ほどの沼尾先生の話ではないんですが、税でまかなうかどうかは別議論として、メッセージ性を持って、山岳リゾートという長野ブランドであればこそお金がかかるんだと。お金は逆に、それだけのリゾート地

であれば、払って当然だというようないい循環になっていけば、そうした問題というのは一つ解決の方向に行くのかなというふうに思います。

遭難につきましては、先ほど先生方がおっしゃるとおり、各個人の負担というのは全く当然で、そのようにしていただかなければならないというふうに考えております。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。今、かなり、一番広いといいますか、議論をしていただきまして、私もそれができればその方向が一番きれいだし、来ていただける方も、長野県も、いわゆるはやり言葉というか、随分廃れた言葉ですが、ウィン・ウィンで、両方ともプラスになればそれにこしたことはないので、そういう方向も含めて検討させていただきたいと思います。

少し、もう一回、多分、専門部会を先に開かせていただいて整理をしながら、おそらく、今、やっぱり2つのイメージが並存しているんだと思います。一つはやっぱり入山税のところで登山者コストという問題と、それともう一つは、やっぱりもう少し広く見たときに、長野の観光立県、あるいは山の魅力を高めつつ、その財源を広くみんなで、楽しむ方みんなで分担できればという考えと両方入ってきていますので、どこでどう切れるのか、分けられるのか、くっつけられるのか、わかりませんけれども。少し、第2回目、次にお集まり、次はちょっと緊急集合かもしれませんが、この話題で次にお集まりいただけるときには、少し方向性をもう少し絞った上でご議論いただけるようにしたいというふうに思います。

それまでに、多分、先ほどの沼尾先生、白戸先生の政策減税のご指摘のとおりだと思いますが、今回も相当に資料が足りない。我々でどうにかなる問題ではないので、ぜひこれは総務部長にお願いをしたいと思いますが、オフィシャルにお願いをしたいと思いますが、やはり観光担当、あるいは県警、消防も含めて、できるだけご協力をいただいて資料をお出しいただけるようにご配慮いただけると、大変にありがたいなというふうに思います。

先生方は、ぜひこの資料がほしいというのがありましたら、多分おありだと思いますので、例えば遭難費用が幾らかかっているんだ、先ほど、ないのがおかしいくらいな話。事業仕分けのほうでは、多分、出ているんだろうと思いますから、それがこちらに出てこないこと自体がおかしいんですが。それも含めてぜひ事務局にリクエストをお出しいただければというふうに思います。

それともう一つ、途中で白戸委員からありました経緯ですね。事業仕分けのほうの経緯も、もう一回ちょっとお調べいただいて、次回にはお出しをいただければというふうに思います。

さまざま、ちょっと話を広げればもう本当にたくさんの資料が必要になります。登山遭難関係、それともう一つは山の魅力を高めるために何が必要か、観光地の整備と簡単に言いますが、単純に道路をつくれればいいという話ではありませんので、ハード面、ソフト面、何が必要なのか、どういう魅力を上げればいいのか。ポテンシャルは非常に高いわけですから、このアルプスを使って日本中の方に来ていただいて楽しんでいただける。特に何かもう大震災以降、元気がないわけですから、皆さんに来ていただいて喜んでリフレッシュして帰っていただける県になればというのが、多分、理想だろうと思いますので、

それも含めてちょっと資料のリクエストをお願いいたしたいと思います。

(3) その他

(青木座長)

すみません、駆け足になりましたし、不手際、大変前半部分、大変な不手際で、まさに先生方のお叱りを受けながら続けていかざるを得ないところで、内心、忸怩たる思いで、私も早く任期が終わらないかなと思う限りですが。ご迷惑をおかけしておりますが、不手際、おわびをした上で事務局にお返しをしますので、次回以降等々、何かご連絡がありましたらお話しをください。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

先ほどの政策減税の関係がございますので、ちょっと大至急調整をさせていただきます、改めてご連絡、早急にさせていただきますと思います。

(青木座長)

その前に資料をきちんと、必要なものをそろえておいていただけるように、ぜひこれも総務部長にお願いをいたしますので、各担当部局、ぜひご協力をお願いいたします。

4 閉 会

(青木座長)

はい、よろしいでしょうか。それでは、これにて本日は閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。大変申しわけございませんでした。